

四日市市告示第 4 0 2 号

四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 2 9 年 7 月 4 日

四日市市長 森 智 広

四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（平成 1 9 年四日市市告示第 1 3 6 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(支給対象者)</p> <p>第 3 条 給付金の支給対象者 <u>(以下「支給対象者」という。)</u> は、次の全ての要件を満たす市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父 <u>(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 3 9 年法律第 1 2 9 号) 第 1 7 条に定める配偶者のない者で現に児童を扶養しているものをいう。)</u> であって、対象講座の受講を修了したものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p>	<p>(支給対象者)</p> <p>第 3 条 給付金の支給対象者は、次の全ての要件を満たす市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父 <u>(母子及び寡婦福祉法(昭和 3 9 年法律第 1 2 9 号) 第 1 7 条に定める配偶者のない者で現に児童を扶養しているものをいう。)</u> であって、対象講座の受講を修了したものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 受講開始日現在において、雇用保険法(昭和 4 9 年法律第 1 1 6 号)による教育訓練給付の受給資格を有していないこと。</u></p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p>

(支給額)

第4条 給付金の支給額は、次の各号に掲げる支給対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 対象講座受講開始現在において雇用保険法（(昭和49年法律第116号。以下「法」という。）及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の規定による一般教育訓練給付金（以下「一般教育訓練給付金」という。）を受給できない支給対象者 当該支給対象者が対象教育訓練の受講のために支払った費用（入学料及び授業料に限る。）の額に100分の60を乗じて得た額（その額が20万円を超える場合は、20万円とし、12千円を超えない場合は給付金の支給は行わないものとする。）

(2) 対象講座受講開始日現在において一般教育訓練給金を受給できる支給対象者 前号に定める額から法第60条の2第4項の規定により当該支給対象者が受給した一般教育訓練給付金の額を差し引いた額

(対象講座指定の申請)

第6条 給付の支給を受けようとする者は、あらかじめ受講しようとする講座について、対象講座の指定を受けなければならない。ただし、受講

(支給額)

第4条 給付金の支給額は、支給対象者が受講のために支払った費用の10分の6に相当する額とする。ただし、支給額が20万円を超える場合は上限20万円とし、支給額が12,000円以下の場合は支給しないものとする。

(対象講座指定の申請)

第6条 給付金の支給を受けようとする者は、あらかじめ受講しようとする講座について、対象講座の指定を受けなければならない。

開始前に次条に規定する申請書を提出できない真にやむを得ない事由がある支給対象者で、受講した教育訓練講座が適職に就く観点から適当と認められる場合には、受講開始後すみやかに対象講座の指定を受けるものとする。

(給付金の支給申請)

第9条 対象講座の指定を受けて給付金の支給を申請しようとする者（以下「支給申請者」という。）は、対象講座を修了した後に、四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業支給申請書（第4号様式。以下「支給申請書」という。）に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合で、市長が特に必要がないと認める場合は、添付書類の提出を省略することができる。

(1)から(5)まで（略）

(6) 一般教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する書類

2 （略）

(給付金の支給申請)

第9条 対象講座の指定を受けて給付金の支給を申請しようとする者（以下「支給申請者」という。）は、対象講座を修了した後に、四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業支給申請書（第4号様式。以下「支給申請書」という。）に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合で、市長が特に必要がないと認める場合は、添付書類の提出を省略することができる。

(1)から(5)まで（略）

2 （略）

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第6条関係）

四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業対象講座指定申請書

年 月 日

四日市市長

申請者

印

下記の教育訓練を受講したいので、自立支援教育訓練給付の対象講座の指定を申請します。

フリガナ 氏名 (個人番号)	()	生 年 日 月 日	年 月 日 (歳)
住 所	(〒 -)	電話	
教育訓練施設の名称			
教育訓練講座の名称			
教育訓練の期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受講開始日)		
所要費用 (予定)	入学料 円、受講料 円、合計額 円		
公共職業安定所の一般教育訓練給付金受給資格の有無	受講開始日現在において雇用保険制度の一般訓練給付金の受給資格がある・ない		
過去の給付の有無	過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことがある・ない		
児童扶養手当受給状況	受給している 受給していない		
自立支援教育訓練給付金事業における対象講座の指定事務に当たり、四日市市長が市の保有する私に関する個人情報（ ）を利用することに同意します。 年 月 日 住 所 氏 名 印			

第4号様式を次のように改める。

第4号様式（第9条関係）

四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業支給申請書

年 月 日

四日市市長

申請者

印

四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金の支給を申請します。

フリガナ 氏名 (個人番号)		生 年 日 月 日	年 月 日
	()		(歳)
住 所	(千 -)	電話	
教育訓練施設の名称			
教育訓練講座の名称			
教育訓練の期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受講開始日)		
所要費用	入学料 円、受講料 円、合計額 円		
雇用保険法による一般教育訓練給付額	円		
希望する支払金融機関	金融機関名	口座の種類 普通・当座・その他	
	支店名	口座番号	
	口座名義 (フリガナ)		
児童扶養手当受給状況	受給している 受給していない		
<p>自立支援教育訓練給付金事業における給付金の決定事務に当たり、四日市市長が市の保有する私に関する個人情報（ ）を利用することに同意します。</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所 氏 名 印</p>			

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、この要綱による改正後の四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱は、平成29年4月1日以降の対象講座指定の申請に係るものから適用する。

(こども未来部こども保健福祉課)